○文部科学省告示第十七号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年文部科学省令第三号）の施行に伴い、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年二月二十日

文部科学大臣　下村　博文

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「第一条第一項第二号イ、ロ及びハ」を「第一条第一項第二号イ及びロ」に改める。

第三条及び別表第三を削る。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件別表第三に掲げる各種学校については、同告示の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

○農林水産省告示第四百九十三号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十五年二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

新潟県半蔵金東地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱六号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

新潟県長岡市半蔵金

字泥　六七六〇番　標柱一号
六七五八番一　標柱二号
六七五〇番一　標柱三号
六七一九番　標柱四号
六七二七番一　標柱五号
字大畑　六八九九番　標柱六号

○農林水産省告示第四百九十四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十五年二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

兵庫県間歩谷地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱七号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

兵庫県朝来市佐嚢字間歩谷

一九二番一　標柱一号
標柱二号
標柱三号
標柱四号
標柱五号
標柱六号
標柱七号

○農林水産省告示第四百九十五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十五年二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

長崎県矢比津地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱二号を結んだ線、標柱二号から市道堂本中山線に沿って標柱三号に至る線、標柱三号から市道大原川内港線に沿って標柱四号に至る線、標柱四号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱八号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

長崎県平戸市
山中町字京塚　一三五八番　標柱一号
字矢ヒツ　一三六三番　標柱二号
一三八八番　標柱三号
中野大久保町字磯道　六三番　標柱四号
五九番　標柱五号
字柿松　一三三番二　標柱六号
一四八番　標柱七号
一四六番　標柱八号

○中部地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
名古屋市南区天白町四丁目一一番一から同市南区天白町四丁目六番まで	前　六六・四〇〇メートル	後　六七・〇〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
名古屋市緑区大高町字神戸三八番一から同市緑区大高町字神戸三三番一まで	前　四六・五〇〇メートル	後　四八・七〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○国土交通省告示第百三十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年二月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十五年二月二十一日

二　縦覧期間（縦覧期間二週間）

縦覧場所　埼玉県本庄市駅南一丁目二番一号
独立行政法人都市再生機構本庄都市開発事務所

三　縦覧時間　午前九時十五分から午後五時四十分まで